

## 事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区分表

種別	対象となる廃棄物の例	主な排出事業者	事業一廃	産廃	明石市
紙くず	パルプ・紙・紙加工品、書籍等 	パルプ・紙製造業、紙加工業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業等		●	○
	雑誌、新聞紙、事務所用印刷紙、カタログ、包装紙、ダンボール等	会社事務所、スーパー、飲食店	●		○
木くず	型枠、足場材、建具工事等の残材、木造解体材等 (工作物の新築・改築・除去に伴って生じた木くず全て)	建設業(工作物の新築・改築・除去に伴って生じたもの)		●	×
	残材、チップ、おがくず等	製材業、木製品製造業、パルプ製造業、家具製造業		●	×
	木製品、テーブル、いす、梱包材、板切れ、看板等 	会社事務所、飲食店、看板店等	●		○
	街路樹せん定くず、庭木せん定くず 	造園業、園芸サービス業	●		○
	木製パレット 	全事業所		●	×
繊維くず	木綿くず、糸くず、羊毛くず等の天然繊維	製糸業、紡績業等		●	○
	繊維くず 	繊維製品製造業	●		○
	布製の衣類、布団、座布団等 	スーパー、寝具店等	●		○
動植物性残渣	魚腸骨、貝がら、卵から、野菜くず、酒かす、豆腐かす、大豆かす、油かす等製造くずや原料かす (原料として使用した動物、植物に係る固形状の不要物)	食品製造業(パン・菓子製造業、麺類製造業、製粉業、豆腐製造業等)、香料製造業		●	○ ※①
		スーパー、小売店、飲食店等	●		○
廃プラスチック類	<u>ペットボトル(リサイクル可能なもの及び、従業員等の個人消費に伴って生じたものに限る。)</u> 	会社事務所等	●		○ ※②
	ペットボトル(リサイクルできないもの)、プラスチック製品、カップ麺の容器、お菓子などの包装フィルム、ビデオ、CD、DVD、ポリ袋、ポリバケツ、洋服ハンガー、ビニールテープ、ビニールシート、レジ袋、発泡トレイ、ゴム長靴等(合成樹脂、合成繊維、合成ゴム、廃タイヤなど)	全事業所		●	×
	弁当がら等の <u>プラ製包装容器、プラ製品、ビニール袋、トレイ等(全て、従業員等の個人消費に伴って生じたものに限る。)</u> 	会社事務所等	●		○
金属くず	<u>空きかん(リサイクル可能なもの及び、従業員等の個人消費に伴って生じたものに限る。)</u> 	会社事務所等	●		○ ※②
	空きかん(リサイクルできないもの)、一斗缶、アルミサッシ、針金、金属製の鍋・食器・調理器具類、スパナ・ドライバーなど金属製の工具、乾電池、文具などに付いている金具、金属製の机・ロッカーなど金属製品、金属の研磨くず等	全事業所		●	×
ガラスくず・陶磁器くず	<u>空きびん(リサイクル可能なもの及び、従業員等の個人消費に伴って生じたものに限る。)</u> 	会社事務所等	●		○ ※②
	空きびん(リサイクルできないもの)、ガラスコップ、陶器製植木鉢、食器・花瓶などの陶磁器 	全事業所		●	○
がれき類	工作物の新築・改築・除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガ等の不要物	全事業所		●	×
リサイクル対象家電等	テレビ、エアコン、冷蔵(凍)庫 洗濯機、衣類乾燥機、パソコン 	全事業所			販売店・メーカーへ問い合わせ

※① 植物性残さは ○ 動物性残さは魚腸骨に限り ○  
 ※② 資源物として ○  
 注意！ 産業廃棄物を搬入する場合は事前に別途申請が必要

問い合わせ先  
 明石市環境室資源循環課  
 TEL:078-918-5794  
 FAX:078-918-5793